第 149 号　令和６年（2024 年）２月

留萌家畜衛生だより

北海道留萌家畜保健衛生所
〒098－3217
天塩郡幌延町元町６番地の５
電　話：01632-5-1226
ＦＡＸ：01632-5-1165

1　高病原性鳥インフルエンザについて
2　豚熱について
3　口蹄疫、アフリカ豚熱について
4　防疫演習の実施報告
5　令和５年度　予防事業成績
6　令和５年次　監視伝染病の発生状況（留萌・全道）
7　令和５年度　市場上場牛等のヨーネ病検査日程
8　第 71 回家畜保健衛生業績発表会
9　飼養衛生管理基準（定期報告のお知らせ）
10　死亡牛のＢＳＥ検査対象の変更について
11　庁舎外構工事の終了について
12　職員体制と連絡先

1　高病原性鳥インフルエンザについて

（１）今シーズンの国内の発生状況

令和５年（2023 年）11 月 25 日に国内１例目が確認されて以来、令和６年（2024 年）１月 29 日時点で７県７事例の発生が確認されています。また、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（HPAI）陽性の確認件数は 23 都道府県で 94 件確認されており、引き続き、警戒する必要があります。

（２）HPAI ウイルス侵入防止対策

本病の予防には、家きん舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です。飼養家きんに異常また死亡率の増加を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所にお知らせください。

【令和５年度　高病原性鳥インフルエンザ発生状況】

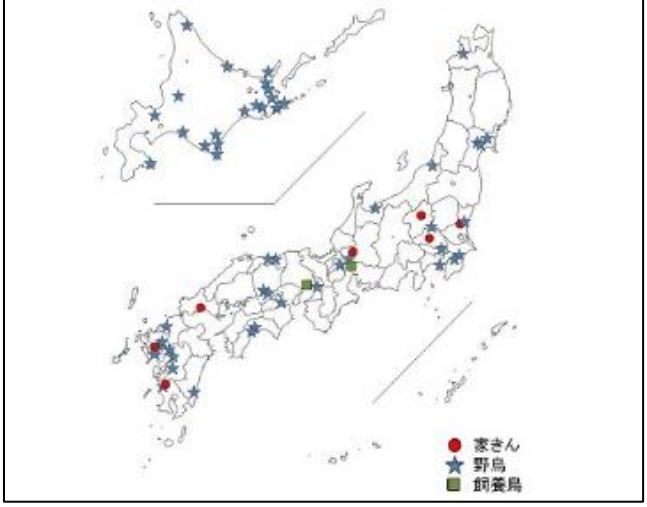

本病に関する最新の情報は、鳥インフルエンザに関する情報：農林水産省（maff.go.jp）で随時提供されます。

《　対策のポイント　》

【　消毒の徹底　】

【　施設の点検・修繕　】

【野生動物侵入防止】

２　豚熱について

豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

平成 30 年(2018 年)に国内で発生が確認されて以降、現在までに 20 都県 89 事例　(防疫措置：　164 農場、７と畜場、（最終発生：令和５年(2023 年)８月 31 日、佐賀県））の発生が確認されています。

現在、北海道を除く全都府県が豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定され、飼養豚への予防的ワクチン接種が行われています。道内へのワクチン接種地域からの豚や精液等の導入は制限されていますので、事前に導入元の確認をお願いします。また、引き続き、飼養衛衛生管理を遵守の上、農場への豚熱ウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします。

３　口蹄疫、アフリカ豚熱について

（１）口蹄疫

口蹄疫は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。

令和５年（2023 年）５月 10 日に韓国において４年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認され、中国でも同年 12 月７日に発生が確認されており、日本近郊のアジア地域などで継続して発生が確認されています。

国内への侵入リスクが高まっていることを踏まえ、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期してください。

本病に関する最新の情報については、口蹄疫に関する情報：農林水産省（maff.go.jp）　で随時提供されますので、情報把握にご活用ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

（２）アフリカ豚熱

アフリカ豚熱（ＡＳＦ）は、ＡＳＦウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合に畜産業に甚大な被害を及ぼします。ダニや、感染した動物と接触することで感染が拡大する他、本病ウイルスに汚染された十分に加熱されていない肉及び肉製品を豚が食べることによっても感染します。

平成 30 年（2018 年）８月、アジア地域で初めて中国でのＡＳＦ発生が確認されて以降、日本、台湾を除くアジア全域に感染が拡大し、特に、韓国では令和元年（2019 年）９月の発生確認以来、飼養豚、野生いのししで徐々に感染が拡大している状況で、人や物を介した日本への侵入リスクが一層高まっています。

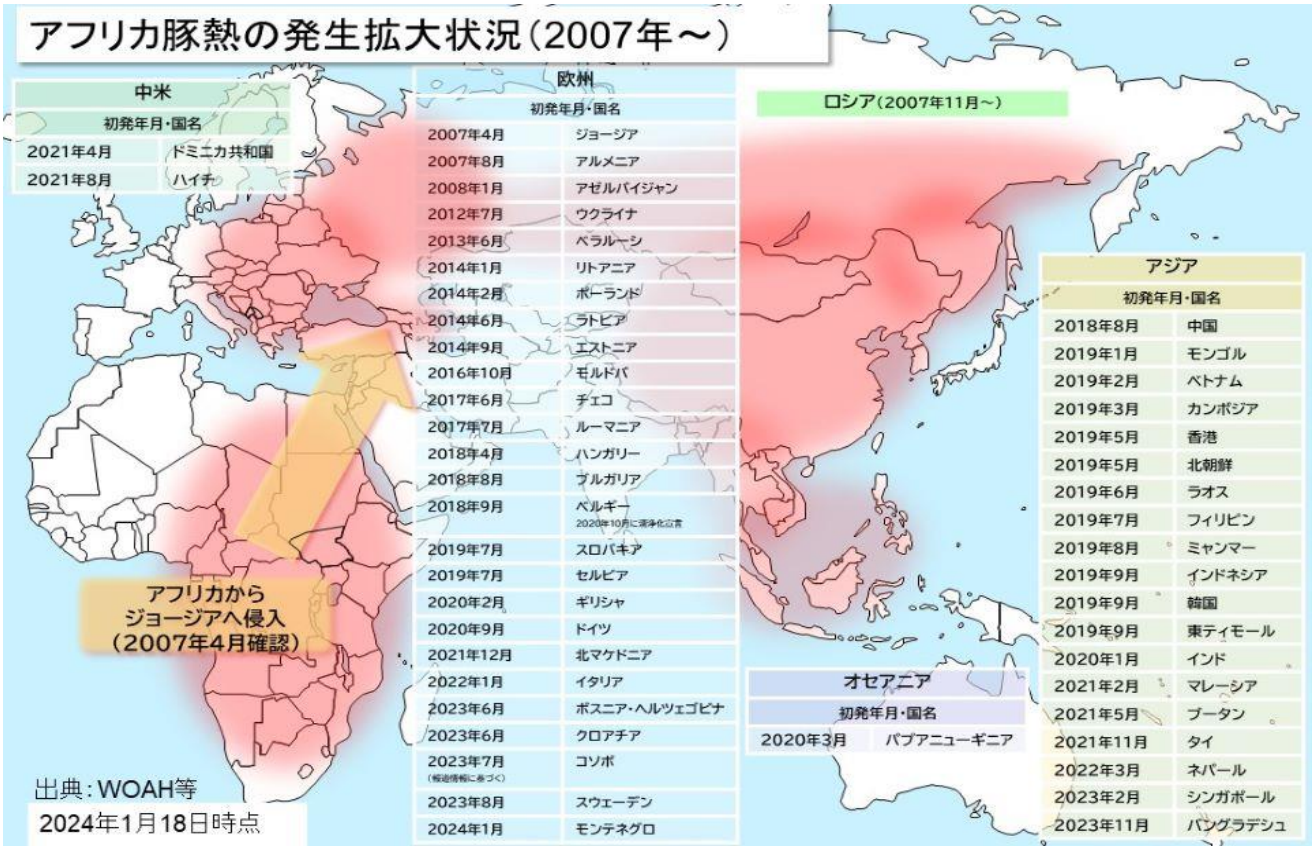

【　海外からの畜産物の持ち込みについて　】

現在、世界各国で口蹄疫、鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜の悪性伝染病が発生しています。

家畜の悪性伝染病が発生している国や地域へ渡航する場合は、家畜の伝染性疾病の侵入を防ぐために、水際対策へのご理解とご協力をお願いします。

●海外から肉類を持ち込まない

2023 年にも中国等アジア地域からの旅客携帯品の豚肉等（ソーセージ、豚肉製品等）から、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出

- ほとんどの国から、検査証明書のない肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本に持ち込むことはできません。
- 国外の家族、知人に、小型包装物、小型郵便物（国際郵便）で肉製品等を送らないように伝えてください。
- 国際郵便で検査を受けていない肉製品等を受け取った場合は速やかに最寄りの動物検疫所にご連絡ください。

※違法に畜産物を持ち込んだ場合は、3 年以下の懲役又は最高 300 万円の罰金が科せられます。（法人の場合は、最高 5,000 万円）

詳細は農林水産省動物検疫所のウェブサイトをご覧ください。動物検疫所ホームページ（maff.go.jp）
https://www.maff.go.jp/aqs/index.html

４　防疫演習の実施報告

令和５年９月７日に車両消毒ポイント設置に関する防疫演習を留萌家畜保健衛生所で実施しました。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱などの特定家畜伝染病が発生した場合、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、畜産関係車両などの車両の消毒を行う消毒ポイントを設置します。消毒ポイント設置時の車両誘導、車両消毒に関する記録や消毒方法について、多くの参加者の皆様に実演していただく形で演習を行いました。

本演習では、天塩警察署の方に安全な車両誘導方法についてご指導いただきました。誘導時は、安全な立ち位置を確保しながら、ヘルメットと反射ベストを着用した上で、誘導棒、警笛、素手等の合図により、運転者に伝わる動作で、車両の消毒場所まで誘導するかを大変わかりやすく教えていただきました。

トラックなどの大型車両は、車両の後退が必要になる場合もあり、『後方誘導』方法についてもご指導いただきました

本演習内容やアンケートなどでいただいたご意見やご助言を今後の防疫演習に活かし、管内の防疫体制維持に努めてまいります。

ご参加いただいた市町村等の関係機関の皆様並びにご指導いただきました天塩警察署の皆様に改めて厚く御礼申し上げます。引き続き、管内の家畜防疫のために皆様のご協力をよろしくお願いします。

５　令和５年度　予防事業成績

【牛のヨーネ病検査】

令和５年 10 月から 12 月にかけて、天塩町（雄信内地区）で乳用牛および肉用牛の検査を実施し、１戸１頭の発生がありました。

【蜜蜂の腐蛆病検査】

趣味等で蜜蜂を飼養する小規模飼養者を含む全養蜂場について検査を実施し、全群陰性を確認しました。

関係機関の皆様の御協力により円滑に実施できましたことを心より御礼申し上げます。

市町村	牛のヨーネ病検査				蜜蜂の腐蛆病検査	
	乳用繁殖牛		肉用繁殖牛		戸数	群数
	戸数	頭数	戸数	頭数		
増毛町					2	107
苫前町					1	105
遠別町					1	10
天塩町	25	1,814	1	94	1	74
計	25	1,814	1	94	5	296

６　令和５年次 監視伝染病の発生状況（留萌・全道）

区分	畜種	病名		留萌		北海道	
				戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	牛	ヨーネ病		5	9	210	945
	めん羊	ヨーネ病		0	0	2	9
	山羊	ヨーネ病		0	0	2	20
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ		0	0	3	6
		高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）		0	0	4	1,226,602
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	（真症）	3	24	23	60
			（疑症）	0	0	2	2
		牛伝染性リンパ腫（旧牛白血病）	（真症）	11	17	277	774
			（疑症）	0	0	4	6
		牛丘疹性口内炎				1	1
		破傷風	（真症）	0	0	2	2
			（疑症）	0	0	1	1
		気腫疽		0	0	1	1
		サルモネラ症	（真症）	0	0	167	562
			（疑症）	0	0	3	10
		ネオスポラ症		0	0	2	2
		アカバネ病		1	3	6	14
		牛伝染性鼻気管炎		1	2	3	5
	馬	破傷風	（疑症）	0	0	1	1
		馬鼻肺炎		0	0	10	10
	豚	豚丹毒		0	0	4	22
	山羊	山羊関節炎・脳炎		0	0	2	5
	鶏	鶏伝染性気管支炎		0	0	3	14
	蜜蜂	バロア症		2	17	18	439
		チョーク病		2	17	21	130

７　令和５年度　市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程

採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日（当所必着）までに検体の搬入をお願いします。

☆ 検査対象　：　**採血日において６か月齢以上の牛**（必ず月齢をご確認ください）

☆ 必要書類
- （１）　ヨーネ病抗体検査依頼書
- （２）　病性検定診断申請書
- （３）　ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書
- （４）　ヨーネ病自主検査牛採材証明書（検査材料の採材獣医師が交付する書類）

南北海道肉牛市場　開催日	採血期間	**受付締切日（当所必着）**
令和６年（2024年）　３月　１３日（水），　１４日（木）	２月　　１９日（月）　～　２７日（火）	**２月２７日（火）**
４月　　未定	３月　　１８日（月）　～　２６日（火）	**３月２６日（火）**

８　第 71 回家畜保健衛生業績発表会

令和５年 10 月 12 日に札幌市で第 71 回家畜保健衛生業績発表会が行われ、全道 14 の家畜保健衛生所から伝染病発生時の防疫対応や試験・調査から得られた知見について発表があり、当所からは、次長の尾宇江が次の演題について発表しました。

「日常の病性鑑定における検査体制の整備」

家畜保健衛生所（家保）では、下痢症や呼吸器病など家畜の伝染性疾病のまん延防止のために病性鑑定検査を実施しています。全道４家保にある病性鑑定課では、ウイルス、細菌、病理等の専門的な病性鑑定業務を担っていますが、当所のような一般家保では、実施困難な検査については、病性鑑定課に依頼を行うかの吟味や検体の輸送に時間を要することもあります。そこで、検査項目の拡充と省力化を併せた検査体制を構築し、また、検査精度の維持として老朽化した検査器具の更新や所内での講習会を行い、一般家保でも完結する検査体制を整備した結果、迅速な原因究明となった事例やその成果について発表を行いました。

今後も地域の産業動物医療に役立てるように検査精度の維持に努めてまいります。

９　飼養衛生管理基準（定期報告のお知らせ）

家畜伝染病予防法第 12 条の４により、家畜の所有者は飼養衛生管理基準を遵守し、毎年２月１日時点の家畜の飼養状況について、定期報告書により管轄の都道府県知事へ報告することとなっています。

市町村ごとに定める提出期限を遵守し、定期報告の提出をお願いします。

対　象

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう（エミュー）を１頭羽以上飼養している方（ペット等である場合を含みます）

内　容　（２月１日時点）

① 家畜飼養状況（※１）
② 飼養衛生管理者（※２）
③ 飼養衛生管理基準自己点検表等

→ ① ② ③ は毎年、提出してください

④ 衛生措置を図示した農場図面
⑤ 飼養衛生管理マニュアル及び消毒等の手順書

→ ④ ⑤ はすでに家畜保健衛生所に提出済みで、内容に変更がなければ、毎年、提出する必要はありません

※１　年間の飼養頭数が大幅に変動する場合は最大飼養頭羽数（夏季預託等）
※２　大規模農場は畜舎ごとの管理者（自由様式）、それ以外の農場は飼養衛生管理区域ごとの管理者

10 死亡牛のＢＳＥ検査対象の変更について（令和６年４月１日から）

死亡牛のＢＳＥ検査関連規則等の改正が行われ、国内の検査体制が変更される予定です。
円滑な移行へのご協力をお願いします。

● 検査体制変更の概要

＜現行＞		＜令和６年度から＞
①特定症状を呈する牛	全月齢	①特定症状を呈する牛 全月齢 ②特定症状以外の、ＢＳＥを否定できない症状※を呈する牛 ※　起立不能等の症状を呈するもののうち一般的な理由で説明できるものを除く
②起立不能を呈し、かつ進行性の神経症状を呈する牛	48か月齢以上	
③一般的な死亡牛	96か月齢以上	廃　止

● 死亡牛のＢＳＥ検査対象確認フローチャート

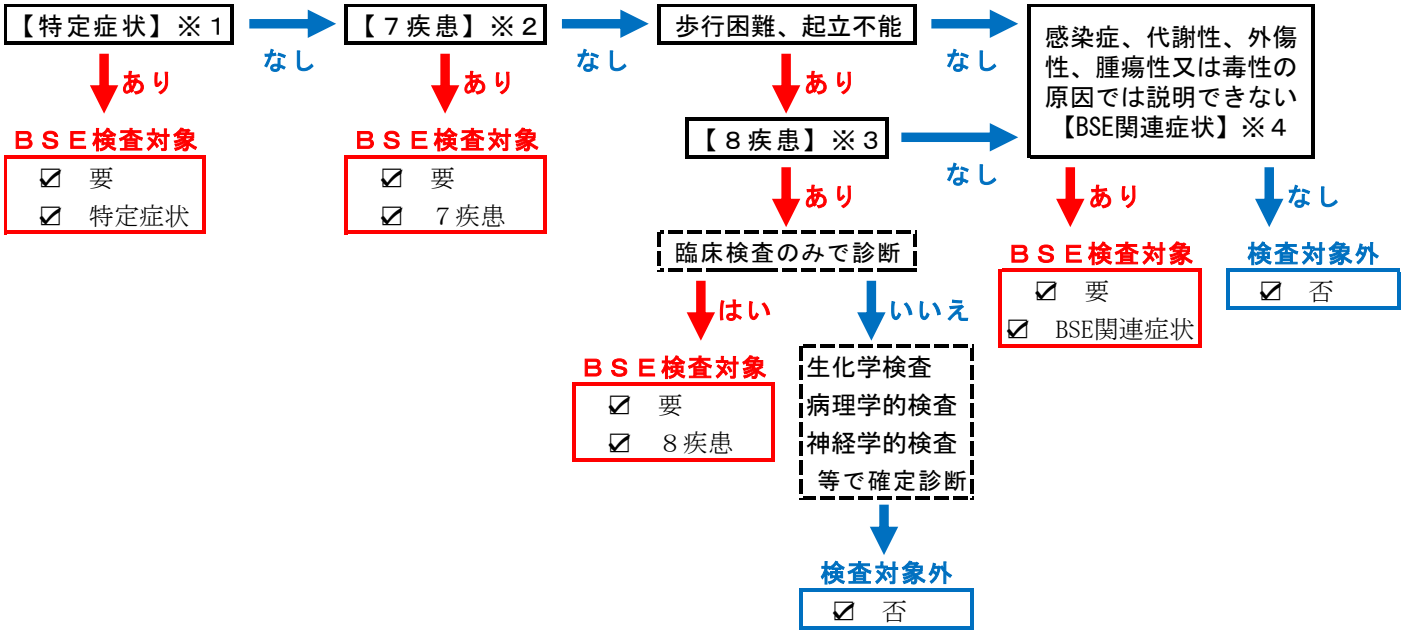

※１【特定症状】：①興奮しやすい　②音・光・接触等に対する過敏な反応　③群内序列の変化　④搾乳時の持続的な蹴り　⑤頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し　⑥扉・柵等の障害物回避困難

※２【７疾患】：①ヒストフィルス・ソムニ感染症　②リステリア症　③大脳皮質壊死症　④脳炎　⑤脳脊髄炎　⑥髄膜炎　⑦全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

※３【８疾患】：①低カルシウム血症　②マグネシウム欠乏症　③乳熱　④末梢神経系腫瘍　⑤閉鎖神経麻痺　⑥大腿神経麻痺　⑦坐骨神経麻痺　⑧その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

※４【BSE関連症状】：進行性に認められる①沈鬱　②緊張　③目・耳の左右非対称かつ過剰な動き　④流涎の増加　⑤鼻を舐める動作の増加　⑥歯ぎしり　⑦振戦　⑧過剰な発声　⑨パニック反応　⑩過剰な警戒

死亡獣畜処理指示書に追加される以下のチェック欄に上記フローチャートで判断した結果をチェック願います。旧様式の指示書で「要」の場合は、上記※１～４のどれに当たるか記入願います。

死亡牛のＢＳＥ検査に関する確認事項	□ 要	症状又は疾患	□ 特定症状・□ ７疾患・□ ８疾患・□ ＢＳＥ関連症状
	□ 否		

11　庁舎外構工事の終了について

令和５年６月 19 日から実施していた当所庁舎の外構工事ですが、正面玄関やスロープにおける地盤沈下により生じた段差の解消等がなされ、９月７日に工事が終了しました。工事期間中は、庁舎への出入り制限等にご協力いただきありがとうございました。

12　職員体制と連絡先

令和５年度の職員体制

所長　　山本　慎二

次長　　尾宇江　康啓

主査（危機管理）　田村　幸子
主査（薬事・安全）　（欠員）
獣医師　酒井　悠輔

＜BSE 検査室＞
BSE 検査室長　山本　雅也

【　連絡先　】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226　FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所ＢＳＥ検査室	TEL (01632) 9-3515　FAX (01632) 9-3711

夜間や休日など当所閉庁日における緊急時については、当所庁舎（01632-5-1226）に連絡いただければ、所定の呼び出し回数ののち、留萌振興局機械警備部所を経由し、当所職員へ転送されます。